

事項名	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化
規制・制度の概要	<p>(1) 食品添加物の指定制度（食品衛生法第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品添加物（食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物）は、原則として、厚生労働大臣が指定したものの以外の製造、輸入、使用、販売等は禁止されている。</li> <li>・例外として、指定の対象外となるものは、一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの（一般飲食物添加物）、天然香料及び既存添加物である。</li> <li>・厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて食品添加物の指定を行うこととされている。</li> <li>・また、厚生労働大臣は、食品添加物の指定を行う際、食品安全委員会の意見を聴かなければならないとされる（食品安全基本法第24条第1号）。</li> </ul> <p>(2) 国際汎用添加物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①平成14年7月、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、</li> <li>②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業からの要請がなくとも、指定に向け、個別品目ごとに安全性及び必要性を検討していくとの方針が、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承され、内閣府及び厚生労働省において国際汎用添加物の指定に向けた検討が開始された。</li> <li>・平成24年3月現在、国際汎用添加物45品目のうち、30品目については、食品添加物としての指定が完了しているが、15品目についてはいまだ指定がなされていない。</li> <li>・なお、指定に向けた手続が開始された国際汎用添加物のうち、これまで指定がなされなかったものは皆無である。</li> </ul>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法</li> <li>・食品安全基本法</li> </ul>
所管省庁	内閣府、厚生労働省
改革事項に対する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）に基づき、内閣府及び厚生労働省は、①国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイドランスの作成、②内閣府・厚生労働省間の連絡会議の設置、③添加物専門調査会における評価指針に記載する評価書評価につ</li> </ul>

	<p>いての考え方の徹底を行っており、特に①については、内閣府及び厚生労働省との間において「必要な資料」の認識の違いから食品安全委員会添加物専門調査会での審議を開始するための資料が不足し、審議の開始に至らない事例が少なからず存在していたことから、ガイドランスの作成により今後そのような事態が減少することが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、平成 14 年 7 月の検討開始から 10 年弱が経過した時点においても 15 品目の指定はなされておらず、国際汎用添加物の指定手続を加速化することが必要である。</li> <li>・具体的には、早期指定に向けた工程表を策定し、工程表に第三者の意見を反映すべく、パブリックコメントの手続を経た上で、結果を公表すべきである。</li> <li>・なお、分野によっては、実際に工程表についてのパブリックコメントが実施されている例もある。</li> </ul>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際汎用添加物が使用された食品の輸入が増加し、日本国民が摂取する食品の選択肢が増加することが期待される。</li> <li>・また、日本の食品加工事業者にとっても、国際汎用添加物を使用することにより商品の開発力が高まり、国際汎用添加物を使用した食品の輸出の増加が期待される。</li> </ul>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない 15 品目について、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について速やかに審議を開始するとともに、例えば、1 年程度を期限として、品目ごとに、かつ月単位で、食品添加物の指定に向けた工程を明示するなど早期指定に向けた工程表を策定し、パブリックコメントの手続を経た上で公表する。</li> </ul> <p>&lt;平成 24 年度上期措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）に基づいて講じた措置の効果について検証を行い、その結果を公表する。</li> </ul> <p>&lt;平成 24 年度措置&gt;</p>